

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業基本協定書（民間収益事業） 変更箇所一覧

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	11	第20条 第1項	<p>第20条（本協定の有効期間）</p> <p>1 本協定は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定締結日を始期とし、次のうちいずれか早く到来する日を終期とする期間（本協定において「事業期間」という。）中効力を有する。</p> <p>(1) 本協定の規定に基づき甲又は乙が本協定を解除した日</p> <p>(2) 本件売買契約が締結されないことが確定した場合</p> <p>(3) 乙の責に帰すべき事由により、民間収益事業に関する提案の変更が認められず、本件借地契約が締結されないことが確定した場合</p> <p>(4) 本件借地契約が終了した日</p> <p>(5) 本件売買契約に基づき本件売買契約対象用地の買戻しが行なされた場合</p>	<p>第20条（本協定の有効期間）</p> <p>1 本協定は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定締結日を始期とし、次のうちいずれか早く到来する日を終期とする期間（本協定において「事業期間」という。）中効力を有する。</p> <p>(1) 本協定の規定に基づき甲又は乙が本協定を解除した日</p> <p>(2) 本件売買契約が締結されないことが確定した場合</p> <p>(3) 乙の責に帰すべき事由により、民間収益事業に関する提案の変更が認められず、本件借地契約が締結されないことが確定した場合</p> <p>(4) 本件借地契約が終了した日</p> <p>(5) 本件売買契約に基づき本件売買契約対象用地の買戻しが行なされた場合</p> <p>(6) <u>事業契約が解除された場合</u></p>
2	11	第20条 第3項	<p>第20条（本協定の有効期間）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第2項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本協定の有効期間が終了する場合には第2号及び第3号に限る。）に掲げる規定の効力は、本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。</p>	<p>第20条（本協定の有効期間）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第2項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本協定の有効期間が終了する場合には第2号及び第3項に限る。）に掲げる規定の効力は、本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。</p>